

当文教厚生委員会に付託された案件については、3月12日、17日は午前9時30分から、3月23日は午後2時30分から、いずれも委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第11号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

始めに、福祉部所管分では、

歳出、3款1項1目、アウトリーチ継続的支援事業について、本事業では、どのような方を支援対象者とするのか。とに対し、

8050問題やヤングケアラーなど、複合的な生活課題を抱える方や、福祉制度の狭間で支援が届いていない方などに対し、積極的に相談支援を行いたいとするものです。とのこと。

同事業について、新たに配置される相談支援員の配置方法と、これまでの「地域づくり活動」との連携・調整はどのように行うのか。とに対し、

相談支援員の配置方法は、半田市を北部、中部、南部の3地区に分け、各地区に1名ずつ、計3名を配置します。

また、3名の相談支援員については、従来どおりの「地域づくり活動」にも携わること、両事業間の連携を図っていきます。とのこと。

同目、生活困窮者自立支援事業について、会計年度任用職員を増員する経緯はなにか。また、会計年度任用職員の増員により、どのような変化があるか。とに対し、

再任用職員が退職することに伴い、新たに職員を雇用したいとするものです。業務内容に変わりはありませんが、会計年度任用職員となることで、雇用に係る費用の一部が国費負担となります。とのこと。

同項2目、長寿訪問等事業について、数え99歳の祝い金を廃止した理由はなにか。とに対し、

廃止理由は、平均寿命の延びにより対象となる方が年々増加傾向にあることと、満100歳でも同様の祝い金があるためです。とのこと。

同項4目、福祉センター管理運営事業及び亀崎地域総合福祉センター運営事業のうち、修繕料について、修繕の内容はどのようなか。とに対し、

修繕箇所が決まっているものではなく、突発的に修繕が必要になった際に使用したいとするものです。とのこと。

次に、健康子ども部所管分では、

歳出、3款2項1目、子どもの貧困対策事業のうち、子どもの学習・生活支援事業について、前年度と比較して増額している根拠はなにか。とに対し、

欠席が続いている生徒への支援を強化するため、生徒の自宅を訪問する費用が増額したものです。とのこと。

同項2目、放課後児童健全育成事業について、放課後児童クラブの利用ニーズには全て対応できているか。とに対し、

利用ニーズは年々増加していますが、現時点では対応できていると考えています。今後は、長期休暇中のみ利用したいというニーズに対応する事業を早期に事業化することで対応してまいります。とのこと。

同項4目、保育園給食調理等業務委託事業について、令和3年度以降、どの保育園で調理委託を実施していく予定か。とに対し、

令和3年度は、11保育園で調理委託を実施し、令和6年度には岩滑こども園、令和7年度にはつくし学園を追加することで、全保育園において調理委託を実施する予定です。とのこと。

4款1項1目、健康づくり推進事業について、はんだ健康マイレージカード交付の目標値を前年度から引き下げた理由はなにか。また、新型コロナウイルスの影響で健康二次被害が懸念される時期だからこそ普及に注力する考えはなかったのか。

とに対し、

新型コロナウイルスの影響で令和2年度の申請件数が落ち込んでいたため実績値から判断して目標値を下方修正したのですが、健康二次被害予防のため普及に注力してまいります。とのこと。

同目、母子健康増進事業のうち、不妊治療費助成金について、令和3年度から制度内容をどのように変更するのか。また、制度内容の変更により、対象者がどの程度増加するのか。とに対し、

変更点は、所得制限を撤廃したことと、助成金の対象となる「夫婦」の定義に事実婚も含めることとしました。

助成金の対象者については、令和2年度の72組から106組程度に増加すると見込んでいます。とのこと。

9款6項2目、社会体育振興事業のうち、スポーツ大会開催委託料について、はんだシティマラソンはどのように開催する予定か。とに対し、

はんだシティマラソンの開催にあたっては、新型コロナウイルスの状況も勘案したうえで関係者と協議を行い、ゴールデンウィーク前には方向性を定めたいと考えています。とのこと。

同目、総合型地域スポーツクラブハウス管理運営事業について、指定管理料を増額した経緯はどのようなか。とに対し、

令和3年度から新たに3年間の契約を交わすにあたり、指定管理者との協議の結果、内容を見直したことによります。とのこと。

次に、教育部所管分では、

歳出、9款1項3目、いじめ・不登校対策事業について、令和3年度から新たに実施する取り組みはあるか。とに対し、

教育相談員を1名増員し、各中学校区に1名を配置する予定です。また、GIGAスクール構想で導入した1人1台のタブレット端末をいじめ・不登校対策に活用し

ていくことも検討しています。とのこと。

同日、日本語初期指導事業について、どのような方法で実施する予定か。とに対し、

本事業では、日本語を全く話すことができない児童生徒を対象に、対面又はオンラインの活用により1日4時間、全て日本語で行う授業を3か月間集中的に実施する計画としています。

実施時期は、9月から11月、1月から3月までの期間を考えています。とのこと。

同日、コミュニティスクール推進事業について、事業の目標値が活動回数となっていることで、本来の事業目的と異なるような活動とならないか懸念がある。どのように対策していくのか。とに対し、

教育委員会として活動内容を精査し、必要に応じて協議してまいります。とのこと。

同款2項2目、小学校情報機器整備事業、及び9款3項2目、中学校情報機器整備事業について、一人一台のタブレット端末に関する教員向けの研修はどのように行っていくのか。また、事業の目標値が「タブレット端末を週2回は使用する」では、低いと思うがどうか。とに対し、

教職員向けの研修は、ICT支援員が学校に合わせた研修内容を考えていきます。

事業の目標値は、最低でも週2回は授業で使用することにしましたが、徐々に使用頻度を高めていくよう指導していきます。とのこと。

同款5項1目、旧中埜家住宅保存活用事業について、令和3年度から新たに始める取り組みは何か。また、地域と連携して活用を図る考えはあるか。とに対し、

新たな取り組みとして、外観活用としてプリントカーテンの設置や、セントラル愛知交響楽団によるミニコンサートの実施を計画しています。

地域との連携については、現在、半田商工会議所と意見交換を行っており、引き続き地域や関係者と連携して活用方法を検討していきます。とのこと。

同日、音楽文化振興事業のうち、委託料の増額要因となったアウトリーチ事業について、これまで実施してきた事業とどのように変わるのか。とに対し、

これまでセントラル愛知交響楽団からの提案事業として実施していた、幼稚園・保育園へのアウトリーチ事業について、幼少期に上質な音楽に触れる機会を継続的に確保するため、委託事業として追加したことによるものです。とのこと。

同項2目、公民館等管理運営事業について、3か年実施計画額と比べて事業費が増額となった要因はなにか。とに対し、

地区公民館職員の報償費の増額および行政実態点検で指摘のあった神戸公民館周辺交差点の改良に伴う工事請負費の計上によるものです。とのこと。

同款6項3目、学校給食食材購入事業について、歳入額と歳出額の差額の内容はどのようなか。また、学校給食に使用する食材の地産地消を推進するために新たに取
り組むことはあるか。とに対し、

歳入歳出額の差は、給食費の未納額のほか、台風やインフルエンザの影響など、児童生徒が給食を食べなかった場合に事業者へ負担する金額です。

地産地消の推進については、今年度、給食費の見直しを行ったため地産地消の比率向上に寄与できると考えています。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第16号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

血管年齢検査事業及び循環器病予防講座事業について、どのような理由で実施を決定したのか。とに対し、

心筋梗塞や狭心症などの循環器系の疾病は高額な医療費がかかるため、検査結果を特定保健指導に活用して生活習慣の改善を図ることなどの予防事業として実施したいとするものです。とのこと。

国民健康保険支払準備基金からの繰り出しが前年と比べて約3倍になっている理

由はなにか。また、基金残額の減少が懸念されるが、今後の方針をどのように考えているか。とに対し、

繰り出し増加の理由は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況の悪化に伴い税収が大きく減少する見込みであることと、国保広域化当初からの激変緩和措置が終了したことに伴い愛知県への納付金が増額となったことなどによります。

今後の方針については、基金残高がなくなる前に税率の見直しも含めて検討していきます。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第17号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

介護認定の有効期間は現在3年だが、国の通知に沿って4年に延長する考えはあるか。とに対し、

現行は最長3年ですが、今後も制度改正に沿って変更していきます。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第18号及び議案第24号の2議案については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、議案ごとに採決した結果、両議案とも委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第25号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

本条例の改正を実施する目的はなにか。とに対し、

1点目として「課税限度額の見直し」を行なうことで、中間所得層の将来的な税の負担軽減を図ること、2点目として「軽減判定所得基準額の見直し」を行なうことで、個人所得課税の税制改正によって低所得の被保険者に不利益が生じないようにすることを目的としています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

最後に、議案第26号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。